

会議の名称	平成28年度第1回枚方市不当行為調査等委員会
開催日時	平成28年8月22日（月） 15時00分から 16時10分まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	根岸委員長、若狭委員、亀廣委員
欠席者	—
案件名	1 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例の運用状況について 2 職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例の運用状況について 3 その他
提出された資料等の名称	案件1関係 資料1 利害関係者との禁止行為の例外許可件数の推移関係 案件2関係 資料2 意見、要望等の記録件数の推移関係 案件3関係 その他案件資料 (1) 市長の職務に係る倫理の保持について (2) 地域担当職員制度の導入に伴う公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（職員倫理条例）の整理について 参考資料 枚方市地域担当職員関係
決定事項	・案件1について報告を受けた。指摘すべき問題点等はない。 ・案件2について報告を受けた。指摘すべき問題点等はない。 ・案件3について報告を受けた。指摘すべき問題点等はない。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第1号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	枚方市情報公開条例第6条第1号該当部分を調製して公表
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	総務部 コンプライアンス推進課

## 審 議 内 容

### 開 会

事務局： 定刻となりましたので、平成 28 年度第 1 回枚方市不当行為調査等委員会を開催いたします。今回は、委員の改選後、初めての委員会ということで、委員長が決まるまでは、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

まず、本日は全委員にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、委員長の選任をお願いしたいと思います。委員の皆様から何かご意見があれば、お願いいたします。

委員： 委員長は、根岸委員に引き続きお願いできればと思いますので、根岸委員を推薦させていただきます。

<根岸委員承諾>

事務局： それでは委員長は、引き続き、根岸委員をお願いすることとなりました。根岸委員には、これからの議事の進行をお願いしたいと思います

委員長： まず、委員長の職務代理者の指名をさせていただきます。委員長が出席できない場合については、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとなっていますので、職務代理者を若狭委員にお願いしたいと思います。

<若狭委員承諾>

委員長： 次に、委員会の運営方法に関する確認事項について、事務局に説明を求めます。

事務局： 本市では、審議会や庁内委員会の公正な運営を図るという観点から、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、審議会の会議の公開又は非公開の決定等は、当該会議に諮って行うことが求められています。

今まで本委員会では、ご審議いただいた結果、本委員会の会議は「非公開」、会議録については「公表可能な部分について公表する」こととされました。

この判断は、本委員会で審議する内容には、特定の個人が識別され得る個

人情報が含まれる場合があること、また、不当行為に当たるか当たらないかという議論については、会議を非公開とした方が、忌憚のない意見を述べることができると考えられたことからです。

会議録につきましては、情報公開の推進や審議の透明性、公平性を担保する観点から、できるだけ市民の閲覧に供していくことが適切ではないかと考えられましたが、同様の判断で「公表可能な部分について公表する」こととされました。具体的には、どなたが何を言われたのかを一言一句記載するのではなく、意見の概要として記載し、それを公表することにより、情報公開等の要請にも応じられるとの判断がされました。

委員長： この方針を特に変更する理由はないと考えますが、いかがでしょうか。

委員一同： 異議なし

委員長： それでは、この取扱いのまま、会議は「非公開」、会議録は「公表可能な部分について公表する」こととします。

それでは、案件1について、事務局に説明を求めます。

**案件1**（公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例の運用状況について）

事務局： <利害関係者との禁止行為の例外許可件数の推移について説明>

委員長： それでは、案件1について、各委員から、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員：（なし）

委員長： それでは、案件2について、事務局に説明を求めます。

**案件2**（職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例の運用状況について）

事務局： <意見、要望等の記録件数の推移に関して説明>

委員長： 不当要求についての事例があげられていますが、このような要求には、あらかじめ対応を考えておかなければならないのではないのでしょうか。

事務局： 本市では警察OBを配置しており、このようなことが起きるとすぐに対応し

てもらっています。

### 案件 3 (その他について)

委員長： 次に案件 3「その他」について、事務局に説明を求めます。

事務局： <その他案件資料、市長の職務に係る倫理の保持について説明>

委員長： 資料を見ますと、大阪府下の 3つの市が既に条例を制定していますが、同じような内容なのでしょうか。

事務局： 内容は似ていますが、東大阪市は収賄罪等により有罪の宣告を受けたときは市長自らが説明するという条例です。和泉市は、市長の倫理違反行為があったときは、審査会での調査を求められるという条例で、市長の倫理に関する条例でも、市によって内容は異なります。

本市では市長の倫理行動規準を定め、その規準に違反する疑いがあると市民が認めるときは、市民からの調査権を設定して、それに基づき調査をする形で、市長を見守り、チェック機能を設けるという条例を考えています。市長が、自分の倫理については自分で条例を定めたいという思いを持たれており、それを文章化するということです。

委員長： 既に職員の倫理条例があるわけですが、この条例は特に市長を意識せず、職員を念頭に置いて作られたものですから、市長を特定して倫理条例を作成することは意味があるかもしれません。

委員： 市民からの通報については、あまり古いものになりますと確認できない場合もでてくると思います。そういった点から、調査請求の対象について、期間の制限といったものは設定しないのでしょうか。また、他市でも設けられていないのでしょうか。

事務局： 調査請求の対象となる事案については、平成 28 年 10 月 1 日以降の行為を対象とする予定ですが、調査請求の対象についての期間制限を設けることは考えていません。

なお、職員の倫理条例の内容については永続的なものであり、基本的に内容的な変化はないものと考えますが、市長の倫理条例については、これは自らを律するために定めるものとされているため、この条例には有効期間を設定することとしています。その有効期間は現市長の在任期間とする予定です。

委員長： 府下の他の条例もそうなのでしょうか。

事務局： このような失効条項が入っている自治体は、他に例は、あまりありません。

委員長： 一度できた条例を自分の代で終わらせるということでしょうか。

事務局： 倫理については個人個人で様々な考え方があるため、このような規定をもうけることになりました。

事務局： 調査請求の対象についての期間制限については、定めたほうが実務的には良いのかもしれませんが、市長としてはそのような制限は必要ないとの判断をされたものです。

委員： 他市では、実際に調査の請求等はあるのでしょうか。

事務局： 条例を定めている全ての自治体に確認したわけではありませんが、実際に請求があったということは聞いていません。

委員長： 委員のみなさまで、何かお気づきの点や御意見はありませんか。

委員： (なし)

事務局： それでは、その他案件としてもう 1 件、倫理条例の運用との関係で説明させていただきます。

<その他案件資料、地域担当職員制度の導入に伴う公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（職員倫理条例）の整理について>説明

委員長： 地域担当職員については、利害関係者との間における禁止行為の例外許可について、事後報告でよいと変更するという事なのではないでしょうか。他の一般的な事例ではこのようなことはないのですか。

事務局： 現在、事後報告は利害関係者の車両に同乗したときの報告だけですが、地域担当職員制度と職員倫理条例との関係を整理したいと考えています。地域担当職員として任命される以上、地域の役員等との関わりが増すことになりまして、その中で飲食をともにする機会も出てくると考えられます。本来は、職員の

倫理条例が定められているため、地域の役員等が利害関係者に当たる場合には、種々の行為が制限されることとなりますが、今回、そのあたりの課題を整理することとなります。

今回は、職員倫理条例そのものではなく、施行規則として対応する予定であり、事前に許可を要する行為としてではなく、事後に報告を要する行為として振り分けるといった整理をさせていただきたいと考えています。

委員長： 現行の条例のなかで例外として定めるということですか。

事務局： 職員の倫理条例第6条で利害関係者との間における禁止行為が定められているのですが、条例上、これらの禁止行為についても、一部市長の許可を得て行うことができるとされています。また、利害関係者が職員や家族等である場合には、市民の不信や疑惑を招かない限りにおいて、自己の判断でこれらの禁止行為を行うことができます。地域担当職員については、地域担当職員としての職務を行うのに必要な範囲において、地域の役員等を利害関係者として取り扱わないようにしますが、事後に報告を行うという形にしてチェックは十分に行うということで、対応しようと考えています。

委員長： 他に、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

ないようであれば、以上で本日の案件は終了いたしましたので、閉会いたします。

事務局： 本日は、どうもありがとうございました。